

部会の設置

「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について（答申）」を踏まえ、「住まうビジョン・大阪」の改定や関連計画の策定・推進のため、以下のとおり個別計画等に関する部会を新たに設置し、住宅及びまちづくりに関する調査審議の体制を再編する。

<設置部会>

- ① 居住安定確保計画推進部会
- ② 耐震改修促進計画推進部会

(参考) 大阪府住宅まちづくり審議会、部会と主な審議事項

<p>大阪府住宅まちづくり審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅及びまちづくりについての重要事項の調査審議に関すること 	<p>【住宅まちづくり総務課】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>住生活基本法第十七条第一項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定・推進</p> </div>
<p>政策検討部会（5年ごとに開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住生活基本法第十七条第一項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定に関すること 	<p>【住宅まちづくり総務課】</p>
<p>居住安定確保計画推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項の規定による「大阪府賃貸住宅供給促進計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項の規定による「大阪府高齢者居住安定確保計画」の策定及びその推進に関すること 	<p>【都市居住課】</p>
<p>耐震改修促進計画推進部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項の規定による「大阪府耐震改修促進計画」の策定及びその推進に関すること 	<p>【建築防災課】</p>

《凡例》

- ・ は新設の部会
- ・ は既設の部会
- ・ 下線部 は部会の専決事項
- ・ [] は事務局

写

都居第2051号
令和3年1月13日

大阪府住宅まちづくり審議会

会長 高田光雄様

大阪府知事 吉村 洋文



賃貸住宅を活用した居住の安定確保に関する計画の策定について（諮問）

標記について、貴審議会に諮問いたします。

諮問題旨

大阪府では、平成28年12月策定の「住まうビジョン・大阪」を踏まえ、平成29年3月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を策定し、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等を行ってきた。

また、平成29年12月には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」を策定し、高齢者や障がい者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進や居住支援体制の充実等に取り組んできた。

今後、居住安定確保をさらに進めるため、「大阪における今後の住宅まちづくり政策のあり方について答申（案）」において、将来的な世帯の変動等を見極め、長期的な時間軸に応じて、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅を含めた住宅ストック全体を活用するとともに、福祉施策とも連携して居住支援の仕組みを充実させ、地域ごとの実情に応じた取組みを進めることが求められている。

以上を踏まえ、上記の2種の計画を統合し、高齢者や障がい者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の居住の安定に関する総合的かつ効果的な施策を推進するため、賃貸住宅を活用した居住の安定確保に関する新たな計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。